

三宅村職員（管理栄養士）採用試験のお知らせ

三宅村総務課

三宅村職員（管理栄養士）採用試験を次のとおり実施します。

1 職種・採用予定人員・職務内容

職 種	予定人員	職務内容	勤 務 地
管理栄養士	若干名	保健福祉業務全般 栄養改善の企画・指導等の業務 に従事	三宅村役場臨時庁舎

2 受験資格

下表の条件を全て満たす人。

受験資格
・昭和 39 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、管理栄養士の免許を所持している人 ・活字印刷文による出題に対応できる人 ・日本国籍を有する人 ・現在、三宅村職員ではなく、地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない人 ・採用までに普通自動車運転免許証取得可能な人

【地方公務員法第 16 条の欠格条項】

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用試験

- ・ 1 次試験 書類審査

可否はすべての受験者に通知します。

- ・ 2 次試験 作文及び面接試験

1 次試験合格者と調整の上 2 次試験日を決定し、通知します。場所は三宅村役場です。

4 申込方法等

(1) 必要書類

- ① 職員採用試験申込書兼受験票、②履歴書、③エントリーシート、④資格免許証の写し
各 1 部。必ず所定の様式を使用してください。

(2) 申込方法

①～③の必要書類を持参、または、郵送の場合は封筒の表に朱書きで「受験申込」と記載し、簡易書留郵便で送付してください。普通郵便での事故については一切責任を負いません。

(3) 申込先

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497 番地
三宅村役場 総務課 人事係
電話 04994-5-0981

5 募集期間

- ・ 採用者が決定するまで

6 採用日

- ・ 随時（各月の1日）

7 主な勤務条件等

(1) 勤務時間

- ・ 8:30～17:15（休憩 60 分）
- ・ 原則として週 38 時間 45 分、1 日 7 時間 45 分

(2) 給与

- ・ 三宅村職員の給与に関する条例に基づき決定し支給いたします。
- ・ 給料月額、経歴等を考慮して決定します。
- ・ 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等があります。
- ・ 60 歳を超える職員については、給料月額が給料表の級・号俸の 7 割の額となります。
- ・ 給料・諸手当は、令和 7 年 4 月現在のものであり、今後、条例改正等により変更が生じることもあります。
- ・ 年 1 回の定期昇給があります。

参考例)

- ・ 新卒の場合の給料月額（職歴加算なし） 大学卒：236,496 円
短大卒：216,632 円
- ・ 職務経験 5 年配偶者無しの場合
月給 265,760 円（給料：261,560 円、通勤手当 4,200 円）
その他、超過勤務あれば時間外勤務手当が支給されます。
年収 約 397 万円（期末勤勉手当 4.6 か月含み、時間外勤務手当は除く）

(3) 諸手当

- ① 扶養手当：配偶者 3,000 円 その他扶養親族に応じて支給
- ② 住居手当：限度額 28,000 円 職員住宅入居の場合は、支給なし
- ③ 通勤手当：距離に応じて支給（2km 以上 2,000 円～）
- ④ 期末・勤勉手当：年 2 回 合計 4.6 月分（令和 6 年実績）

⑤ その他手当：時間外職務手当、特殊勤務手当等

※ 給料・諸手当は、令和7年4月のものであり、今後、条例改正等により変更が生じることもあります。

(4) 休暇

1年間に20日（採用時期により異なります）付与される年次有給休暇をはじめとして、妊娠・出産を支援する休暇（妊娠出産休暇、出産支援休暇ほか）、仕事と育児・介護を両立する休暇（育児参加休暇、介護休暇、短期の介護休暇ほか）、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

※上記のほか、職員の勤務時間、給与等の詳細は、三宅村条例等により定められています。

8 社会保険・福利厚生

(1) 社会保険

東京都市町村職員共済組合に加入します。

(2) 福利厚生

東京都市町村職員共済組合や職員の互助組織である三宅村職員互助会において、各種貸付や給付、定期健康診断などの制度があります。

(3) 職員住宅

単身・小世帯・世帯用があります。採用時の職員住宅の空室状況により調整します。

9 就労促進資金貸付制度

希望により一定金額を就労促進資金として貸し付け、就労後、貸付金額に応じた一定期間を良好に勤務した場合に、申請に基づき就労促進資金の返還の免除を受けることが可能となる制度をご利用できます。

貸付金額	返還免除可能となる勤務期間
300,000 円	12 月間
600,000 円	24 月間
1,000,000 円	36 月間

詳しい内容は、村ホームページをご覧ください。

10 その他

個人情報、採用試験及び採用事務の目的以外には使用しません。

ご不明な点がございましたら、遠慮なく下記担当までお問い合わせください。

《問合せ先》

総務課 人事係

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497 番地

電話 04994-5-0981